

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成19年3月30日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)平和堂水保店
守山市水保町1263-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地
代表取締役 夏原 平和
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地
代表取締役 夏原 平和
ほか未定小売業者あり
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年10月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,179平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 113台
- 7 駐輪場の収容台数 75台
- 8 荷さばき施設の面積 122平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 37.1立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前5時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成19年3月14日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
守山市環境経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 - (2) 縦覧期間 平成19年3月30日から平成19年7月30日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成19年7月30日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1